

CHIBA TATSUYA 埼玉県議会議員 **絆・挑・戦** 令和4年(2022年)新春号

千葉たつや

県政報告

発行:埼玉県議会 自由民主党議員団
埼玉県議会議員
千葉達也県政調査事務所
加須市中央1-15-7

県議会12月定例会報告

補正予算【第12号】

36億1,663万円

ポストコロナ見据えた経済対策重視

県議会12月定例会は12月2日に開会し、補正予算【第12号】一般会計36億1,663万円及び補正予算【第13号】一般会計383億1,641万8千円等を議決し12月22日に閉会しました。(補正後累計:2兆6,375億5,877万6千円)

補正予算【第12号】の主な内容はポストコロナ・ウィズコロナを見据え、経営環境の変化に対応した事業の再構築に取り組む中小企業等への支援として1億2,814万1千円、キャッシュレス決済の導入に取り組む商店街への支援として4,653万6千円、県産農産物販売促進キャンペーンによる農業生産者への支援として1億6,216万6千円など、経済活性化を重視した予算編成となっています。

補正予算【第13号】は、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状の方に加え、感染拡大傾向が見られる場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき知事が受検要請を行い、これに応じた感染に不安を感じる無症状の方などの検査を無料化するための予算などが盛り込まれています。

補正予算【第13号】

383億1,641万8千円

無料PCR・抗原検査を実施へ



今年度の所属委員会

企画財政委員会(副委員長)
危機管理・大規模災害対策特別委員会
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

県議会一般質問報告

県の施策に対して質問・提言を行いました



県議会12月定例会では、3回目の一般質問に登壇させていただき、県の施策に対して8項目15件について質問・提言を行いました。今号では、その主な内容(概要)を掲載します。ご一読いただき県政に対する皆様のご意見や感想などをお寄せください。

これからも、初心を忘れる事なく、皆様と一緒に「地域や経済の発展・生活(暮らし)を守る」ため、国・県・市の絆を大切に、様々な事に挑戦して活動して参ります。変わらぬご指導のほど、宜しくお願いたします。

「とねっと」(埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム)について

■「とねっと」に対する県の認識について

Q 「とねっと」は、利根保健医療圏(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の7市2町)内の地域の病院、診療所、画像診断施設、臨床検査施設、歯科医療機関及び調剤薬局をネットワーク結び、患者情報を共有するシステムです。医療機関が診断情報を共有することで、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携を図り、利根地域全体で医療を完結することができます。平成21年度に埼玉県が国に「埼玉県利根保健医療圏における地域医療再生計画」を提出し採用されたことで事業としてスタートし、平成24年7月からシステムが本格稼働しています。また、平成29年度にシステムの更新を行い、新たに歯科医療機関、調剤



薬局が参加可能となり、より幅広い医療連携ができるようになりました。超高齢社会の今、住民の安心・安全な暮らしを守るためには、住民・地域の支え合いと、医療と介護の連携による支援が必要であり、「とねっと」は、患者支援に関わる多くの関係機関のスムーズな連携をサポートしています。

地域医療全体を支える「とねっと」の取り組みや役割について、県はどのように認識しているのか伺います。

A 知事 「とねっと」は県の中でも医療資源が不足している利根保健医療圏において、地域の病院、診療所、臨床検査施設等をネットワークで結び、患者情報を共有する、議員ご指摘のとおり地域医療連携システムです。中核病院の電子カルテの情報や臨床検査施設の検査データなどについて、他の中核病院の専門医や診療所のかかりつけ医がいつでも閲覧でき、診療の効率化と質の向上に役立っています。また、救急搬送においても、救急隊がかかりつけ医や病歴などの患者情報を「とねっと」で閲覧することにより、迅速かつ確かな救急搬送に役立っており、事業開始から本年10月末までに累計で3,419人

の搬送に活用されました。さらに、患者自身が日々の血圧や体重、血糖値などを「とねっと」に登録し、自らの健康づくりに役立てるとともに、医療機関を受診した際に、医師にその記録を見てもらい、アドバイスをいただくことができます。こうした取り組みが評価され、全国から視察や取材があり、国からも地域医療の先進事例として紹介をされています。

一方、利用登録者が約3万5,000人と、地域人口全体の約5.5%にとどまっていることや、参加している病院が地域全体の約6割、診療所は約2割という現状であります。「とねっと」は、参加者の広がりには課題があるものの、限られた医療資源の中で、病院や診療所等が患者情報を共有し、診療の質と医療サービスの向上を図り、地域医療全体を支えるツールとして重要な役割を担っているものと認識しています。

■「とねっと」システムの更新について

Q 「とねっと」は、システムの更新と国のシステムとの関連という課題に直面しています。

現在、「とねっと」システムの契約期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間です。これから、令和5年度以降の更新準備に取り掛かるところです。一方、国ではデータヘルス改革として、関係する様々なシステム整備を進めていますが、「とねっと」と機能が重複する可能性のある国のシステムについては、整備が大幅に遅れています。「とねっと」の更新にあたっては、国のシステムの運用面での機能を見極めた上での更新が必要になるため、「埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会」では、現行システムを1年延長すると聞いています。

そこで国に対する協議を含め「とねっと」システムの更新について、県としての考え方を伺います。

A 保健医療部長 「とねっと」の更新にあたっては、「とねっと」のシステムと類似している国のシステムの内容や動向を踏まえ対応していく必要があると考えております。

国ではデータヘルス改革として、マイナポータルを通じて自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、医療機関等が患者情報を共有できるシステムの整備を進めています。本年10月からは、本人や医療機関等が特定検診や薬剤情報を閲覧できるようになりました。令和4年度中には、患者が受診している医療機関名のほか、手術や透析の情報について医療機関の間で共有するほか、電子処方箋の運用を開始する予定となっています。

一方、「とねっと」システムの核心でもある電子カルテ情報の共有については、国のシステムは詳細が明らかになっていません。国から適宜情報を収集し、必要に応じてシステムの改善を要望するなど、国に働きかけを行うとともに、「とねっと」の7市2町などと協議を進め支援をしております。

■Wi-Fiの県立施設に対する導入状況について

■県立4病院のWi-Fi導入状況について

Q 入院患者さんにとって、病院のネット環境の整備は全国的に熱望されているところですが、「医療機器に影響を与える」「セキュリティが不安」など、様々な誤った認識に影響されて、病室へのWi-Fi整備は、なかなか進んでいません。まずは県立4病院のWi-Fi導入状況について伺います。

A 保健医療部長 令和3年度に全ての県立病院においてWi-Fiの設置工事を実施しました。その結果、循環器・呼吸器病センター及び小児医療センターの全ての病室のWi-Fi整備は完了しています。精神医療センターについては、通信機器の持ち込みを制限している病棟を除いて、整備は完了しています。がんセンターについては、令和3年度は無菌病棟や緩和ケア病棟などに整備をしました。

病院内の患者向けのWi-Fi整備は、入院患者のサービス向上に資するものと考えて、県としても引き続き働きかけていきます。

Q 一部未整備となっているがんセンターの今後の整備予定について伺います。

A 保健医療部長 がんセンターの残りの病室については、令和4年度及び令和5年度に整備を行う計画と伺っています。早期に整備が完了するよう、県としても働きかけてまいります。

■総合リハビリテーションセンターのWi-Fi導入状況について

Q 総合リハビリテーションセンターのWi-Fiの導入状況について伺います。

A 福祉部長 総合リハビリテーションセンターは、主に身体機能の回復に向けたリハビリテーションを行う病院であることから、院内の移動が可能な方が多く、また入院期間が比較的長期にわたるといった特徴があります。こうしたことから、センターでは国の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金を活用して、令和3年9月に全ての病棟の談話スペースにWi-Fiを整備しました。入院患者からは、「便利になって良かった」と好評をいただいているところです。

Q 病室へのWi-Fi導入について、県はどのように考えているのか伺います。

A 福祉部長 同センターは現在3つある病棟の1つを新型コロナ患者専用病棟として運営しています。病室へのWi-Fiについては、全ての病棟で一体的に整備することが効率的で初期費用の面で有利であるため、現在、一括導入の方向で考えています。

また、導入には病院が直接整備する方法と、民間サービスを活用する方法があります。病室のテレビや冷蔵庫などのアメニティについては、民間サービスを活用していますが、この方法は初期費用や維持管理費用の面でメリットがあります。そのため、病室へのWi-Fi導入も民間サービスを活用できないか、検討していきます。導入時期については、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、なるべく早期に検討してまいります。

■中川改修と国営かんがい排水事業との連携と課題について

■中川改修整備の考え方について

Q 地域の財産と言える農業、農村を次の世代へ受け継ぐために、中川上流地区の国営かんがい排水事業は成し遂げなくてはならない事業と考えます。昨今の集中豪雨において、1級河川中川周辺の農地は慢性的に冠水し、沢山の農作物に被害をもたらしています。現在の自然排水から、機械排水と自然排水を組み合わせる排水調整を行う事によって、地区全体の排水機能の向上を図るとともに、水稲中心から高収益作物を組み合わせた営農へと発展させていく事が重要だと考えます。



河川改修整備が進められている大利根地域の古門樋橋

また、併せて国営かんがい排水事業遂行のためには、排水先となる1級河川中川の改修工事の完成が不可欠です。現在、事業計画策定のための基礎調査のまとめの段階に入っています。県としては、県土整備部が担う1級河川中川の改修工事と、農林部が担う水稲と高収益作物を組み合わせた営農への発展に向け、県土整備部と農林部がしっかりと連携して進めていく必要があります。この点について、それぞれ質問します。

はじめに、1級河川中川改修整備について、前回の一般質問では上流部にあたる、大利根地域の古門樋橋から未整備区間の約9.5kmの進捗状況について質問したところ、樋遣川地区の新槐堀川分岐点までの約3.7km区間についての回答がありました。今回は、さらにその上流の未着手区間の整備について伺います。

A 県土整備部長 古門樋橋から上流約9.5km区間については、現在、新槐堀川合流地点までの約3.7kmを重点的に進めており、今年度は用地買収や排水樋管の設計を実施しています。現在の用地買収率は約47%となり、引き続き、用地買収を進めるとともに、河川改修のネックとなっている橋りょうの架け換えについて、関係機関との調整を進め、早期着工を目指します。ご質問の新槐堀川合流地点から上流の未改修区間の事業着手時期については、下流側の整備完了時期を勘案しながら、検討してまいります。今後とも、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、中川上流域の早期の安心安全の確保に向け、整備を加速化してまいります。

■国営かんがい排水事業との連携について

Q 県土整備部と国営かんがい排水事業との連携について質問します。国営かんがい排水事業が計画通り進められるためには、排水先となる1級河川中川の改修工事を所管する県土整備部と農林部との調整がしっかりと図られ、連携して事業を進めていくことが重要だと考えます。そこで、農林部との調整・連携について伺います。



中川上流の未着手区間

A 県土整備部長 河川改修の実施に当たり、流域内の他の事業との連携による相乗効果を期待できる場合は、密に調整することが重要と認識しています。現在、中川上流域においては、流域の浸水被害軽減を目指し河川改修を進めており、また、国営かんがい排水事業の地区調査が実施されていると承知しています。このため、それぞれの事業進捗について農林部と情報共有した上で、まずは、新槐堀川合流地点までを優先的に改修するという調整により、農業排水の受入先となる中川改修に努めているところです。今後とも国営かんがい排水事業との相乗効果が発揮できるよう、農林部と緊密に連携を図ってまいります。

■高収益作物の導入計画について

Q 水稲と高収益作物を組み合わせた営農への発展に向けて、高収益作物の導入計画では、作付面積の5%ポイント以上又は、100ha以上の部分で高収益作物が増加しなくてはならないとありました。前回の質問で農林部長からは、「実際に事業を推進してみたい課題については、水田地域において野菜などの高収益作物の作付けを行う担い手を確保する事であると、改めて認識している」との答弁がありましたが、本計画での条件を踏まえた上で、高収益作物の導入に向けた進捗状況について伺います。

A 農林部長 中川上流地区の国営かんがい排水事業では、高収益作物を現在の17haから273haまで増加させる計画としており、この地域では実績の少ない野菜などに取り組む担い手の確保が重要な課題となります。そこで、県では水田地域の高収益作物導入の可能性や効果を検証するため、地域の担い手の協力を得て実証事業を進めています。今年度は3haの水田に暗渠排水などの整備を行い、来年度からは玉ねぎやブロッコリーを作付けし効果の検証を行う予定です。

また、関係市や土地改良区、JAなどで構成する推進協議会の営農部会において、県も参画し、事業の完了後に高収益作物の作付けを行う担い手候補者の選定に向けた検討も進めています。県としては、早期の国営事業の着手を目指し、高収益作物の導入に向けて、引き続き、関係市や関係団体などと連携を図り、担い手の確保に取り組んでまいります。

米価の安定と米価下落に伴う支援策について

Q 令和2年度の一般質問で、埼玉県の水田フル活用ビジョンに基づく政策について、生産者の生活を守るためには明確な誘導策が必要であるとの考えから、「水田フル活用ビジョンとは、概ね3年から5年間の水田活用の取り組みについて、非主食用米の作付面積の目標や生産拡大に向けて導入する技術などを示したものであり、埼玉県として、需要に応じた生産を進めるために、主食用米と飼料用米の生産量や価格をバランスよく取り組むことが重要である。主食用米の民間在庫が積み上がっている現在、主食用米より飼料用米作りに取り組むことの魅力を向上させることの必要性」更には「産地交付金の積み増しや、セーフティーネットを活用することの必要性」について質問しました。また、昨年の予算特別委員会では、埼玉県産米のPRやブランド化の必要性について質問し、販売促進や需要を高めるための政策を推進する取り組みについての答弁がありました。

そのような政策展開に関わらず、米の消費量は年々減少傾向が続き、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、米の民間在庫が例年以上に積み上がっている影響で、本年の米価は、JAの概算金では令和2年度と比較して30%以上の大幅な下落となっています。緊急の対策が必要です。

国は、売り急ぐことなく長期計画的な販売に取り組んでいけるように、保管料等を支援する「米穀周年供給・需要拡大支援事業」や水田活用の直接支払交付金、ナラシ・収入保険の支払いまでの未収益期間を短くするために、日本政策金融公庫のセーフティーネット資金などの無利子融資で対応する融資拡充対策を実施しています。また、各市町村も、様々な支援策を講じており、加須市では、市内農家で耕地面積30a以上の農家に対して、次期の水稻作付けに向けた種苗費相当額として、対象面積10aあたり3,500円(上限額100万円)の交付を行っています。埼玉県として、早急に検討する必要があると考えます。県の考え方を伺います。

A 農林部長 議員お話しのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により米価が下落しています。本年産の下落に備え、国の交付金により一定の所得が得られる飼料用米への作付転換や、収入保険などセーフティーネットへの加入を積極的に推進してきました。また、収入が減少した生産者については、当面の資金繰り対策として、日本政策金融公庫の特例的な実質無利子融資の活用を推進しています。

また、本県では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、お茶や花など様々な農産物で収入減少が生じましたが、独自対策としては、消費者との結びつきの強化につながる販売促進を行ってきました。今回の米価下落への対応としても、米価下落の要因である米の在庫の削減や、今後の販路確保につながる販売促進に取り組むと考えています。

具体的な販売対策としては、農業者団体と連携し、11月から県産米の消費拡大を図る県産米緊急応援キャンペーンを行っています。また、農産物直売所での県産米の増量などを行う県産農産物の販売促進キャンペーンについて、今議会に補正予算案を提案しています。こうした施策を通じて、県産米の消費の回復を図り、米価の安定につなげてまいります。

Q 消費拡大のため様々な事業を通して生産者支援を計画することは承知しましたが、それらの事業がコロナ禍という状況下で、本当の意味での生産者支援となっていると考えているのか伺います。

A 農林部長 今回の米価下落は、民間在庫の増加によるものですから、米価の回復に向けて、重点的な販売対策により県産米の消費を増やし、市場への供給を促すことで、少しでも在庫の減少を図りたいと考えています。さらに、今回の販売対策の実施により、県産米の認知度を一層高め、売価の高い家庭用米を取り扱う店舗が増えることなどで、キャンペーン終了後の継続的な需要を生み出し、県産米の有利販売と更なる在庫の削減につなげたいと考えます。

県産米の販売環境の改善は、JAが集荷した米の販売が終了した後に、生産者に支払われる精算金にも影響してくると思っています。県としては、生産者の所得増につながるよう精一杯取り組んでまいります。

畜産業界のワクチン接種について

■ワクチン接種料金の支払方法について

Q 本県の養豚に対するワクチン接種料金の支払方法は、県証紙により支払われています。畜産農家はワクチン接種頭数分の県証紙を予め購入しておく必要がありますが、毎日の飼養管理が忙しい中で、その都度

その都度、県証紙を購入することが大きな負担となっているのが現状です。事務の効率化のためにワクチン接種料金の支払い方法を、銀行振り込みなどの支払方法に変えてほしいとの要望をいただいています。キャッシュレスとまでは言いませんが、支払い方法を銀行振り込みなどに変更していただけないか伺います。

A 農林部長 県の「電子申請・届出サービス」を利用することで、パソコンやスマートフォン、ATMから手数料を支払うことが可能となります。埼玉県養豚協会からも要望をいただいております。現在、このサービスを利用できるよう準備を進めています。

今後、このサービスを畜産農家に利用していただけるよう、畜産農家に対し周知と丁寧な説明を迅速に行ってまいります。

■ワクチン接種の体制と料金について

Q ワクチン接種について、本県では家畜防疫員である県職員の獣医師しか接種する事ができないと聞いています。しかし群馬県や茨城県、栃木県では、知事が認定獣医師の資格を認めた民間獣医師が、県職員に代わってワクチンを接種する事ができ、利用者が選択できる制度を採用しています。それにより、1頭あたりのワクチン接種代金は、埼玉県では320円、群馬県・茨城県・栃木県では県の獣医師が接種した場合は340円ですが、認定獣医師が接種した場合は、県のワクチン管理費約60円+認定獣医師の接種技術料約40円の合計100円程度でワクチンの接種が可能と伺っています。

令和元年のCSF(豚熱)の発生による経済的な負担、さらには、CSFの発生を抑止するためにも、ワクチンは継続的に接種し続ける必要があり、その経済的負担も畜産業者には大きなしっかかっています。埼玉県は小規模事業者が多く、民間獣医師が常時管理に入っている事業所が少ない事は承知しています。また、CSF対策の管理や記録の重要性を鑑みて、認定獣医師の適用について慎重になることも理解するところですが、認定獣医師の制度が全国的な動きになっていると伺っています。ぜひ、価格競争に勝ち抜き、埼玉県産ブランドを強化する意味をこめて、他県と同様に県職員の獣医師と認定獣医師の選択できる制度改正をお願いしたいと思います。

A 農林部長 豚熱ワクチンは、家畜伝染病予防法において家畜防疫員が接種することとされています。しかし飼養頭数が多い県では、全頭にワクチン接種を行うことが困難なため、国の指針に基づき、知事認定獣医師による接種も行っています。

本県では十分な家畜防疫員を配置し、定期的に養豚農場へ立ち入り、豚熱発生防止のために必要な飼養衛生管理基準の指導とワクチン接種を行っています。また、ワクチンの効果を最大限に発揮させるために、抗体検査を行うなどきめ細かく対応しており、現状では、知事認定獣医師を導入する防疫上の必要性は低いと考えています。

今後については、県内の養豚農場数、飼養頭数、豚熱の発生リスクなどを十分踏まえた上で、導入の是非について検討してまいります。

商工会の職員定数の考え方について

Q 加須市商工会の経営指導員数は、10年前の合併時の経営指導員数は9人(小規模事業者数を基に計算された定数5人)でしたが、現在の経営指導員数は7人(小規模事業者数の減少により、計算された定数4人)となっています。同様に補助員や記帳専任職員数の定数も減少しています。

本所と3つの地域支所で今まで通りの活動をすることが難しくなっており、現在職員の統合や事業の見直し等の対策を検討して、出来る限り現状を維持していくための施策を実施する方向で進めていますが、加須市役所が各地域の総合支所を含めて4箇所で行行政運営していることからみても、急激な事業の削減などの対策は難しく、加須市商工会が地域振興や会員サービスの維持をしていくためには、基金を毎年切り崩しパート職員を採用することで運営しているのが現状です。職員数は年々減少し、仕事量は年々増加するといった反比例の状態が続いているのです。

定数が国の基準を基にして経済センサスの小規模事業者数により、計算式を使って算出されていることは承知しております。また、現在の算定式の小規模事業者数は、平成24年度の経済センサスを適用していることには感謝しますが、埼玉県として、定数の決定について、経済状況を加味することや、合併後の定数の考え方に地域事情を加味して判断することはできないのか伺います。

A 産業労働部長 経営指導員等の定数は、経済センサスから把握した各商工団体の区域内にある小規模事業者数を基に算定し、人件費を補助しています。昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響で、相談件数の増加や事業者への感染防止対策支援など、商工会の業務が増大していることは十分認識しています。しかし、臨時的な業務量の増加に合わせて定数を増やし職員を採用することは、将来的な財政負担の観点から慎重でなければなりません。

そこで県では、経営指導員の負担軽減を図るため、企業への専門家派遣や商工団体OBを活用した専門支援員の派遣経費を補助するとともに、今年度からは広域課題や困難案件の解決などを担う広域指導員を商工会連合会に配置したところです。今後も商工会連合会と連携しながら工夫を凝らし支援してまいります。

次に、合併後の定数の考え方に地域事情を加味することについてです。合併した商工会の職員数は、支所の設置等、合併に伴う特別な事情を斟酌し、他の商工会との公平性を考慮した上で、定数に加算を行う例外規定を設けています。定数を超えた過員については、退職によって解消されるまでは、臨時的措置として人件費補助を継続し、その期間は20年以上に及ぶ場合もあります。

合併した商工会においては、この優遇措置が講じられている間に、効率的な組織体制を整えていただきたいと思います。

Q 経済センサスは4年ごとに発表されていると思います。できれば現在採用されている平成24年度の数値を長く維持していただきたいと思えます。急に今現在の数値を適用してしまうと、急激な定数削減が予想されます。混乱を避ける意味でも、できる限り段階的に適用していただけないか伺います。

A 産業労働部長 その時点時点での数字がどのような状況になるか、それから各商工会が実際の実務をやっていく上で支障がないか、その点を総合的に判断をして、その時点で適切な対応をとりたいと考えます。

加須・板倉利根川新橋の早期建設促進と災害時の広域避難運用体制について

加須・板倉利根川新橋の早期建設促進について

Q 埼玉大橋の対岸にあたる北川辺地域の本年度の避難計画では、コロナ禍の影響で避難所のスペース等の問題により、原則として他県への避難はできない状況となり、埼玉大橋を渡って埼玉県内に避難しなくてはならない計画となっていました。埼玉大橋の対岸には現在1万1,000人を超える埼玉県民が生活しています。県民の命を守るという観点からも加須・板倉利根川新橋の早期建設促進は必要と考えますが、県の考え方を伺います。

A 県土整備部長 利根川への新橋建設については、複数の箇所、それぞれの期成同盟会などから請願や要望を頂いています。大河川を渡り、他県にまたがる橋りょうの建設は多額の事業費を要することに加えて、他県の意向や架橋位置、取付道路など調整すべき事項が数多くあります。



加須・板倉利根川新橋建設促進協議会による埼玉県への要望活動の様子。

一方で、県が管理する橋りょうの多くで老朽化が進んでおり、災害に強い道づくりの観点から、計画的に修繕、架換えを行うとともに、大規模地震の発生に備え、耐震補強を行っているところです。

今ある道路機能を健全に保ち、県民の皆様が安全かつ安心して利用できるよう取り組むとともに、ご質問の橋りょうについては、周辺の交通状況や土地利用の動向なども踏まえ、広域的に整備の在り方を群馬県とともに研究してまいります。

災害時の広域避難運用体制について

Q 埼玉大橋は現在、国土交通省の一般国道交通量調査によると、交通量は年々増加しており、慢性的な渋滞が発生しているとされています。

令和元年の台風第19号の時に、北川辺地域から埼玉大橋を渡るために数時間を要しました。コロナ禍等の事案においては、他県への避難が制限

される事も考えられ、更に多くの時間を要することが想像できます。災害時の避難は加須市が主体であり、加須市はシャトルバスの運行も計画しています。加須市と道路管理者の県土整備部のご理解の下、交通管理者である埼玉県警が連携することで交通規制をかけるなど、避難所までの移動をスムーズに実施するための検討を進めていただきたいと思います。



昭和47年に供用開始された埼玉大橋

A 警察本部長 議員ご指摘の埼玉大橋については、当該地域を管轄する加須警察署において、住民の避難が必要となった場合には、渋滞緩和を図るために警察官がその場の交通量を目視した上で、信号機を手動で操作するなどの交通整理を行い、交差点のスムーズな通過を確保することとしています。また、加須警察署の既存の体制で継続的な警察活動を行うことができない場合には、警察本部の部隊も動員し、起こり得る災害への対応はもとより、交通対策も行う方針です。

今後も、住民の方々の避難が円滑に行えるよう、平素から、対象となる住民の方々はもとより、道路管理者である県や加須市とも十分に連携をして、情報共有や訓練等を行い、対策を進めます。

地元問題

水深地区の通学路の安全対策について

Q 加須市の水深地区や大桑地区、三俣地区など多くの地区では、新築住宅が年々増加しています。同時に通学路の安全対策が急務となっています。水深の一部の地区では、現在、東北縦貫道路を越える水深橋を約39名の児童が渡っていますが、歩道部分が非常に狭く、常時、危険にさらされている状態が続いています。

加須市・教育委員会・学校・保護者で通学路の変更も含めて検討が進められていますが、東北縦貫道路を越える際には水深橋を渡るか、高速道路のアンダーパスを通るかの方法しかありません。水深橋の構造上、歩道部分の拡張は難しいとの判断が加須市により提示され、



加須市が整備した東武鉄道を渡る立体交差「花崎陸橋」

アンダーパスを通る方法の場合は、東北縦貫道路の側道が両サイドとも非常に交通量が多いことが問題となり、どのように安全な通学路を確保するか、決めかねていると聞いています。子供たちが安全に登校できるよう、通学路の安全対策について加須市・教育委員会・学校・保護者との検討を進めていただけないか伺います。

A 警察本部長 通学路の安全対策は極めて重要であり、必要な交通規制等を行っていく考えです。議員ご指摘の水深地区の道路については、通学路としては様々な問題があるものと認識しています。

県警察としては、地元の意見を伺いながら、道路管理者である加須市をはじめとする関係機関や学校と連携し、より安全な通学路となるよう検討を進める方針です。

南北道路の整備について

Q 加須市には、東西方向の交通ネットワークは国道125号バイパス・国道122号バイパス・国道354号バイパスなど数多くの幹線道路が横断しています。

一方、南北方向の道路は、なかなか整備が進まないのが現状のようです。前回の質問で、「東武伊勢崎線が東西に横断しており、県道の4箇所が踏切となっている。また、東武伊勢崎線との立体交差が都市計画決定されている箇所は、加須市が整備した花崎陸橋のみであり、地元加須市とともに、東武伊勢崎線との立体交差のあり方について研究していく」との答弁がありました。ぜひ、踏切の渋滞解消の重点地区、立体交差後の南北方向へのアクセス等を考慮した上で、適切な場所や手法についてご検討頂き、まずは1箇所の南北方向の幹線道路が確保できるように、調査のための予算計上も含め、検討を進めていただけないでしょうか。

A 県土整備部長 議員ご質問のとおり、加須市内の南北方向の道路網については、東武伊勢崎線の踏切周辺で渋滞が発生している状況です。加須市内にある4箇所の県道の踏切のうち、最も渋滞が激しいのは、県道北中曾根北大桑線の花崎踏切で、国土交通省が定めた緊急に対策が必要な踏切道に位置付けられています。

この踏切については、これまでに渋滞解消のため、東武鉄道や県警とも協議を行い、可能な対策を検討してきましたが、立体化による抜本的な対策が必要との考えに至りました。今後、立体化に向けた調査や検討を進めてまいります。

※一般質問の全文は埼玉県議会のホームページをご参照ください。
→ <https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html>

